

# 危険なブロック塀を撤去しましょう

## 熊本地震で倒壊した ブロック塀



※補助金の交付を受ける際は、撤去する前に市による現場確認が必要です。詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

市は、道路に面するブロック塀や石塀などの撤去や、安全な塀に改善する場合、費用の一部を助成しています。

## 撤去費用を 補助します

過去の震災では、倒壊したブロック塀が道路を塞ぎ、避難や救助・消火活動の妨げになる例が多くありました。危険と思われるブロック塀や石塀などを撤去し、より安全な生け垣やネットフェンスにしましょう。

対象となるブロック塀など	対象区域	市内全域
撤去の場合	補助額	工事費と、塀の長さ1メートルにつき8,900円を掛けた額を比較して、いずれか少ないほうの額の2分の1 (最大10万円)
安全な塀に改善する場合	対象区域	市発行の防災マップに記載されている緊急輸送路または避難場所に面するものあるいは、商業地域内などの道路に面するもの ※改善の対象になるか事前に個別の協議が必要。
	補助額	工事費と、塀の長さ1メートルにつき3万8,400円を掛けた額を比較して、いずれか少ないほうの額の2分の1 (最大25万円)

# ルールを守った屋外広告物を

毎年9月10日を中心に「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物のルールなどをPRするとともに、県内一斉に違法なはり紙やはり札など簡易広告物の除却活動や違反立て看板などに対する是正指導を行っています。

## 違反広告物を撤去しています

市では、市条例に違反した広告物（はり紙、はり札、広告旗、立て看板）を撤去しています。

ガードレールや電柱、街路灯などの禁止物件（下図参照）に、はり紙などの違反広告物を見かけた場合や、自宅やアパート、駐車場の塀やフェンスなどに無断で広告物をはり出されて困っている場合は、撤去しますので、建築指導課にご連絡ください。

## 広告物は許可を受けてから 設置しましょう

一定の表示面積を超える広告物は、条例に基づく許可・更新が必要です。許可基準は、設置する地域により異なります。詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。また、許可基準・規制地域図については、市ウェブサイトをごらんください。

【市ウェブサイト】くらしと市政→まちづくり→景観・広告物・緑化活動・公園→屋外広告物

## 【はり紙など広告掲載の禁止物件】

